

平成 29 年 第 7 回 農業委員会総会

日 時 平成 29 年 7 月 25 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光
	16 番 金城 勲	14 番 長嶺 功
	20 番 玉城 正智	17 番 大城 えり子
	21 番 金城 早苗	18 番 大本 秀子
		22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

代理 大城 茂治 5 番 山城 学 8 番 玉城 信栄

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

9 番 徳元 加栄 10 番 賀数 宏

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 34 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 35 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 37 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 5 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 6 議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

平成 29 年 第 7 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 29 年第 7 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、代理大城茂治委員、5 番山城学委員、8 番玉城信榮委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願ひします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 29 年第 7 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 9 番徳元加栄委員、10 番賀数宏委員です。次回調査委員が 1 番宮里良淳委員、2 番百次仁一委員、3 番仲西栄二委員となっています。よろしくお願ひします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 34 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (14 件) 日程第 2 議案第 35 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (2 件) 日程第 3 議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (4 件) 日程第 4 議案第 37 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件) 日程第 5 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (11 件) 日程第 6 議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について (2 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 34 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 14 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてあります。1 番は福地の 2 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は喜屋武の 3 筆で、売買による 5 年間の使用貸借権の設定であります。3 番は国吉の 1 筆で、売買による所有権移転であります。4 番は国吉の 1 筆で、売買によ

	る所有権移転であります。5 番は国吉の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は伊原の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。7 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権移転であります。8 番は喜屋武の 3 筆で、売買による所有権の移転であります。9 番は喜屋武の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。10 番は束里の 5 筆で売買による所有権の移転であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番は真栄平の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。12 番は座波の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。13 番は座波の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。14 番は座波の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 34 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 35 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 5 ページをお開き下さい。1 番は喜屋武の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。農家住宅への転用であります。2 番は米須の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。集荷作業場への転用であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。

調査員	それでは4条の報告を致します。7ページをお開き下さい。 1番は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える「4割街区」に該当する第3種農地であり、農家住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に9ページをお開き下さい。申請地は第1種農地で原則不許可であります。しかし不許可の例外の「農業用施設」に該当するため、集荷作業場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第35号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請について4件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは12ページをお開き下さい。1番は喜屋武の1筆で、農地区分は第2種農地であります。資材置場への転用であります。2番は与座の1筆で、農地区分は第2種農地であります。太陽光発電施設への転用であります。3番は座波の1筆で、農地区分は第3種農地であります。一般住宅への転用であります。4番は束里の1筆で、農地区分は農振農用地であります。牛舎、堆肥舎への転用であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは5条の報告を致します。13ページをお開き下さい。

	申請地は、原野及び山林に囲まれた生産性の高くない第２種農地であり、資材置場への転用は問題ないものと判断しました。15 ページをお開き下さい。 申請地は、原野及び山林に囲まれた第２種農地であります。そのため、太陽光発電施設への転用は問題ないと判断しました。17 ページをお開き下さい。申請地は、宅地に囲まれた第２種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 19 ページをお開き下さい。申請地は、農振農用地ではありますが、畑から農業用施設への用途変更を完了しております。そのため、牛舎、堆肥舎への転用は問題ないと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いいたします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 36 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 37 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、21 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 37 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	ありがとうございました。次に議案 38 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 11 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、25 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 29-19 は大里の 3 筆で、10 年の使用貸借権の設定であります。さとうきびの新規就農であります。29-20 は喜屋武の 3 筆と束里の 1 筆で、使用貸借権の設定であります。人参の新規就農（一貫支援）であります。29-21 は喜屋武の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定であります。野菜の新規就農（一貫支援）であります。29-22 は喜屋武の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。野菜の新規就農（一貫支援）であります。次に 26 ページをお開き下さい。29-23 は伊原の 2 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。経営作物は牧草であります。29-24 は与座の 1 筆で、5 年間の貸借権の設定であります。オクラの新規就農であります。29-25 大里の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。小菊の新規就農（一貫支援）であります。29-26 糸洲の 2 筆で、8 年間の使用貸借権の設定であります。ヘチマの新規就農（一貫支援）であります。29-27 は糸洲の 1 筆で、8 年間の使用貸借権の設定であります。ヘチマの新規就農（一貫支援）であります。29-28 は真壁の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。農地中間管理事業の推進であります。29-29 は摩文仁の 3 筆で 10 年間の貸借権の設定であります。農地中間管理事業の推進であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしく願います。
委員	特になし。

会長	それでは議案 38 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 39 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、29 ページをお開き下さい。 29-2 は真壁の 2 筆で 10 年間の使用貸借権の設定であります。29-3 は摩文仁の 3 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 39 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

9 番 徳元 加栄

10 番 賀数 宏

--	--

